

中分類 36—輸送用機械器具製造業

総 説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

おもな製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両およびその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

小分類 細分類
番 号 番 号

361 自動車、同付属品製造業

3611 自動車製造業（三輪および二輪自動車を含む）

主として各種自動車（三輪および二輪自動車を含む）の完成品および自動車シャシーの製造ならびに組立てに従事する事業所をいう。

ただし、主として自動車車体の製造ならびに車体のシャシー組付けに従事する事業所は細分類3612に、主として自動車の部分品を製造する事業所は細分類3613に、主として構内運搬車を製造する事業所は小分類369〔3691〕に、無限軌道付トラクタを製造する事業所は中分類34〔3432〕に分類される。

○自動車製造業（三輪および二輪自動車を製造するものを含む）；バス完成車製造業（主として車体架装をおこなうものを除く）；電気自動車製造業；ダンプトラック製造業；自動車シャシー製造業；モータースクータ製造業；消防自動車製造業

×自動車車体製造業〔3612〕；自動車部分品製造業〔3613〕；自動車再生業〔8215〕

3612 自動車車体、付随車製造業

主として乗用車、トラック、バスの車体の製造ならびに車体のシャシー組付けに従事する事業所およびトレーラを製造する事業所をいう。

主として自動車の完成品および自動車シャシーを製造する事業所は細分類3611に、また、乗用車、トラック、バス用の鍛造品およびプレス加工車体付属品、部分品を製造する事業所は金属の種類によって中分類33〔3351または3352〕に分類される。

○自動車車体製造業；ボデー製造業（自動車用）；トレーラ製造業；消防自動車製造業（主として自動車シャシーに架装をおこなうもの）

×自動車車体打抜加工部分品、付属品製造業〔335〕；自動車用プレス加工金属製

中分類36—輸送用機械器具製造業

製造業〔335〕

3613 自動車部分品、付属品製造業

主として自動車部分品および付属品を製造するが、自動車完成品を製造しない事業所をいう。

おもな製品は、自動車エンジンならびにその部分品、ブレーキとその部分品、クラッチ車軸、ラジエータ、デファレンシャルギヤ、トランスミッション、車輪、窓ふき、オイルフィルタ、オイルストレーナ、方向指示器のような他に分類されない部分品、付属品類である。

主として自動車完成品の製造や組立てに従事する事業所は細分類3611に、タイヤ、チューブは中分類28〔2811〕に、自動車用ガラスは中分類30〔3012〕に、自動車用金物は中分類33〔3329〕に、自動車用スタンプ加工品は中分類33〔335〕に、ヘッドライトは中分類35〔3532〕に、点火装置は中分類35〔3516〕に、蓄電池は中分類35〔3591〕にそれぞれ分類される。

○自動車エンジンおよびエンジン部分品製造業；二輪自動車用内燃機関製造業；ブレーキおよびブレーキ部分品製造業（自動車用）；クラッチ製造業（自動車用）；車軸製造業（自動車用）；ラジエータ製造業（自動車用）；変速機製造業（自動車用）；デファレンシャルギヤ製造業（自動車用）；トランスミッション製造業（自動車用）；車輪製造業（自動車用）；窓ふき製造業（自動車用）；オイルフィルタ製造業（自動車用）；オイルストレーナ製造業（自動車用）；方向指示器製造業（自動車用）；三輪および二輪自動車部分品製造業

×自動車製造組立業〔3611〕；タイヤ、チューブ製造業〔2811〕；自動車用ガラス製造業〔3012〕；自動車用金物製造業〔3329〕；自動車用スタンプ加工品製造業〔335〕；ヘッドライト製造業〔3532〕；蓄電池製造業〔3591〕；自動車用代熱装置製造業〔3479〕

362

鉄道車両、同部分品製造業

3621 鉄道車両製造業

主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客車および貨車ならびに特殊鉄道の用に供する車両の製造、修理または改造をおこなう事業所をいう。

ただし、鉄道車両の修理、改造をおこなう事業所であって鉄道業の自家用のものは大分類J—運輸通信業〔60または61〕に分類される。

○機関車製造業；客車製造業；電車製造業；気動車製造業；貨車製造業；特殊車

中分類36—輸送用機械器具製造業

両製造業

×動力付運搬車製造業 [3691]; リフトトラック製造業 [3691]

3622 鉄道車両用部分品製造業

主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、鉄道車両用ブレーキ装置、ジャンパ連結器、戸閉装置などである。

○ブレーキ装置製造業; ジャンパ連結器造製業; 戸閉装置製造業

363 自転車, 同部分品製造業

3631 自転車, 同部分品製造業

主として自転車およびその部分品を製造する事業所をいう。

購入部品より自転車を組み立てる事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として玉軸受を製造する事業所は中分類34 [3494] に、また、主として児童用乗物を製造する事業所は中分類39 [3933] に分類される。

○自転車製造組立業; 厚生車製造組立業; 自転車部分品製造業(玉軸受を除く); 自転車フレーム製造業; 空気入ポンプ製造業

×児童用乗物製造業 [3933]; 玉軸受製造業 [3494]; 自転車サドルかわ(革)製造業 [2921]; リヤカー製造業 [3699]

364 船舶製造・修理業, 船用機関製造業

3641 鋼船製造・修理業

主として鋼船の製造および修理に従事する事業所をいう。

ただし、主として骨組または船体の部品のみをつくる事業所または下請けとして塗装、船台、建具、配線などに従事する事業所は本分類に含まれない。

○鋼船製造修理業; 造船業(鋼船の製造修理をするもの)

×船体部分品製造業[部分品の種類によりそれぞれの個所に分類される]; 塗装業(船体塗装下請けのもの) [1681]; 船内配線業 [1712]

3642 木船製造・修理業

主として木船の製造設備または入きよ(入渠)設備もしくは上架設備

中分類36—輸送用機械器具製造業

を有し、木船の製造および修理に従事する事業所をいう。

ただし、舟艇の製造または修理に従事する事業所は細分類3643に分類される。

○木造船製造修理業；造船業（木船の製造修理をするもの）；漁船製造業（木製漁船の製造修理をするもの）

×木造船部分品製造業（部分品の種類によりそれぞれの個所に分類される）；船体塗装請負業〔1681〕；船用機関修理業（船舶製造、修理業を除く）〔8311〕；舟艇製造業〔3643〕

3643 舟艇製造・修理業

主として舟艇の製造および修理に従事する事業所をいう。

○舟艇製造業；ボート製造修理業

3644 船用機関製造業

主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。

○船用機関製造業

365 航空機、同付属品製造業

3651 航空機製造業

主として飛行機、滑空機、飛行船および気球のような航空機の製造、もしくは組立てに従事する事業所をいう。

また、航空機部分品および補助装置をあわせて製造する事業所も本分類に含まれる。

主として原動機プロペラおよびその他の航空機部分品および補助装置を製造するが、航空機の製造もしくは組立てに従事しない事業所は細分類3652または3659に分類される。

なお、オーバーホールをおこなう事業所も本分類に含まれる。

○飛行機製造業；滑空機製造業；飛行船製造業；気球製造業

×航空原動機およびその部分品製造業〔3652〕；航空機プロペラ、プロペラ部分品製造業〔3659〕；宣伝用気球（アドバルーン）製造業〔3988〕

中分類36—輸送用機械器具製造業

3652 航空機用原動機製造業

主として航空原動機およびその部分品を製造するが、完成航空機の製造もしくは組立てに従事しない事業所をいう。

おもな製品は、ピストンエンジンおよびジェットエンジン 空気取入口、ターボスーパーチャージャ、潤滑装置、冷却装置、排気装置、始動機（電気式でないもの）および航空原動機用ポンプである。

なお、オーバーホールをおこなう事業所も本分類に含まれる。

○航空機ピストンエンジン製造業；航空原動機用ポンプ製造業

×電気式始動機製造業〔3516〕

3659 他に分類されない航空機部分品、補助装置製造業

主として他に分類されない航空機部分品および補助装置を製造するが、完成航空機の組立てに従事しない事業所をいう。

おもな製品はつぎのものである、プロペラ、胴体、主翼、フラップ、空気制動板、昇降だ（舵）、安定板、方向だ（舵）およびその他の尾部組立部品、着陸および揚陸用装置を含む降着装置、フロート、着陸用そり、補助装置としては防水装置、爆弾架、砲塔および砲塔く動装置、パラシュート、標的、リンクトレーナおよび他に分類されない特に航空機のために用いられる補助装置である。

主として航空原動機および部分品を製造する事業所は細分類3652に、航空計器を製造する事業所は中分類37〔371〕に、航空機用電装品を製造する事業所は中分類35〔3516〕に分類される。

○主翼製造業；プロペラ製造業；胴体製造業；尾部製造業；降着装置製造業；パラシュート製造業

×航空計器製造業（圧力計、流量計、液面計、速さ計など）〔3715, 3719〕；航空機用電装品製造業〔3516〕

369 その他の輸送用機械器具製造業

3691 産業用運搬車両製造業

主として構内を走行する運搬車両を製造する事業所をいう。

○動力付運搬車製造業；リフトトラック製造業；手車製造業；炭車製造業；鋤車製造業；産業用機関車製造業

×荷車製造業〔3699〕

中分類36—輸送用機械器具製造業

3699 他に分類されない輸送用機械器具製造業

主として畜力による乗物（荷牛馬車，馬車，そり，小形そり）およびその部分品，手押し車，人力車，リヤカーのような他に分類されない輸送車両および部分品を製造する事業所をいう。

○荷牛馬車製造業；人力車製造業；荷車製造業；そり製造業；手押し荷役車製造業；畜力車部分品製造業；人力車部分品製造業；リヤカー製造業

×児童用乗物製造業〔3933〕